

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

昭和42年12月21日

条例第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償は、岸和田市の例による。ただし、補償基礎額については別に実施機関ごとに定める。

附 則

この条例は、昭和42年12月1日から施行する。